

## 別紙3

### 「同等品で提案（見積）される場合の手続について」

仕様書で「同等品可」と表示がある物品については、基準品として示したメーカー・型番の品物のほか、それと同等の品物（以下「同等品」という。）による提案（見積）が可能です。

同等品による提案（見積）の場合は、以下の手続により事前に同等品認定を受けてください。

#### 1 同等品の定義

同等品とは、規格・品質が基準品と同等であるものをいいます。

#### 2 同等品認定の方法

同等品認定を受けようとされる方は、次の提出期限までに「同等品規格（提案物品）確認票」（別添）に(2)の資料等を添付の上、山口県会計管理局会計課総務管理班に提出してください。

(1) 同等品規格確認票の提出期限 令和8年2月12日（木）午後5時（必着）

##### （2）提出書類

- ・「同等品規格確認票」（別添）

- ・当該同等品候補の掲載されたカタログ・定価等の資料（コピー可）

※ただしコピーについては色柄の確認を行うためカラーコピーのみとする。

- ・結果通知用の返信用封筒（宛先明記、110円切手貼付）

#### 3 同等品可否決定の通知

提出された確認票の審査結果については、令和8年2月19日（木）までに「同等品規格（提案物品）確認票」の「確認欄」に審査の結果を記入して返送することにより通知します。

なお、事故等により審査結果が届かない場合があるので、上記通知期限の前日又は令和8年2月19日（木）午後5時までに審査結果の通知がない場合は山口県会計管理局会計課に確認してください。

※注意：基準品以外の同等品で提案（見積）しようとされる方は必ず

「同等品規格（提案物品）確認票」を提出してください。

〒753-8501 山口市滝町1-1  
山口県会計管理局会計課総務管理班  
TEL 083-933-3910 FAX 083-933-3949